

特定求職者雇用開発助成金における離職割合要件について

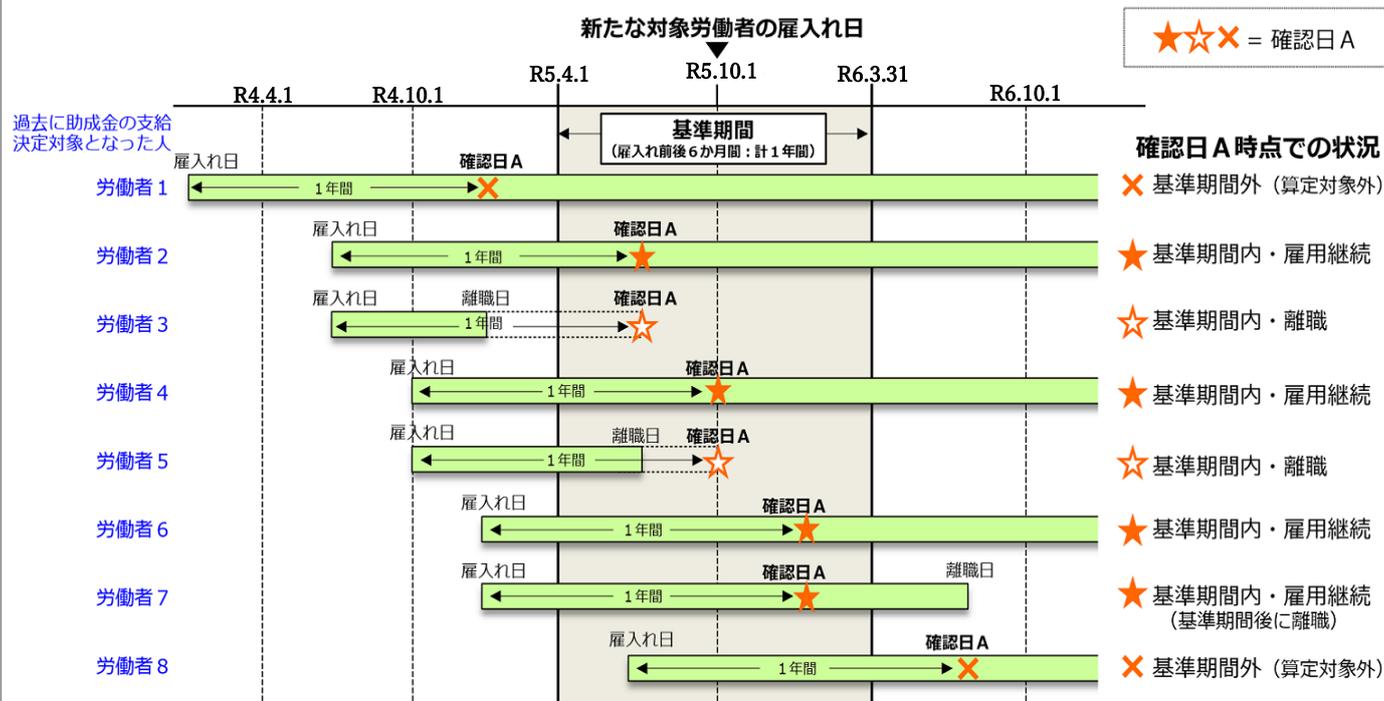
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び生活保護受給者等雇用開発コース）では、過去にこの助成金を受給した就労継続支援A型事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇い入れについて、この助成金を受けることはできません。

- ① 対象労働者の雇い入れ日より前にこの助成金の支給決定の対象となった者のうち、雇い入れ日から起算して1年を経過する日（以下、「確認日A」）が基準期間内（対象労働者の雇い入れ日の前後6ヶ月間）にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が25%を超えている場合。
- ② 対象労働者の雇い入れ日より前にこの助成金の支給決定対象者となった者のうち、助成対象期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日（以下、「確認日B」）が基準期間内（対象労働者の雇い入れ日の前後6ヶ月間）にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が25%を超えている場合。

<上記の要件①について>

※離職割合(%)=(確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日Aで離職している人)÷(確認日Aが基準期間内にある人)

◆算出方法具体例（対象労働者を令和5年10月1日に雇い入れた場合）



<離職割合の算出方法>

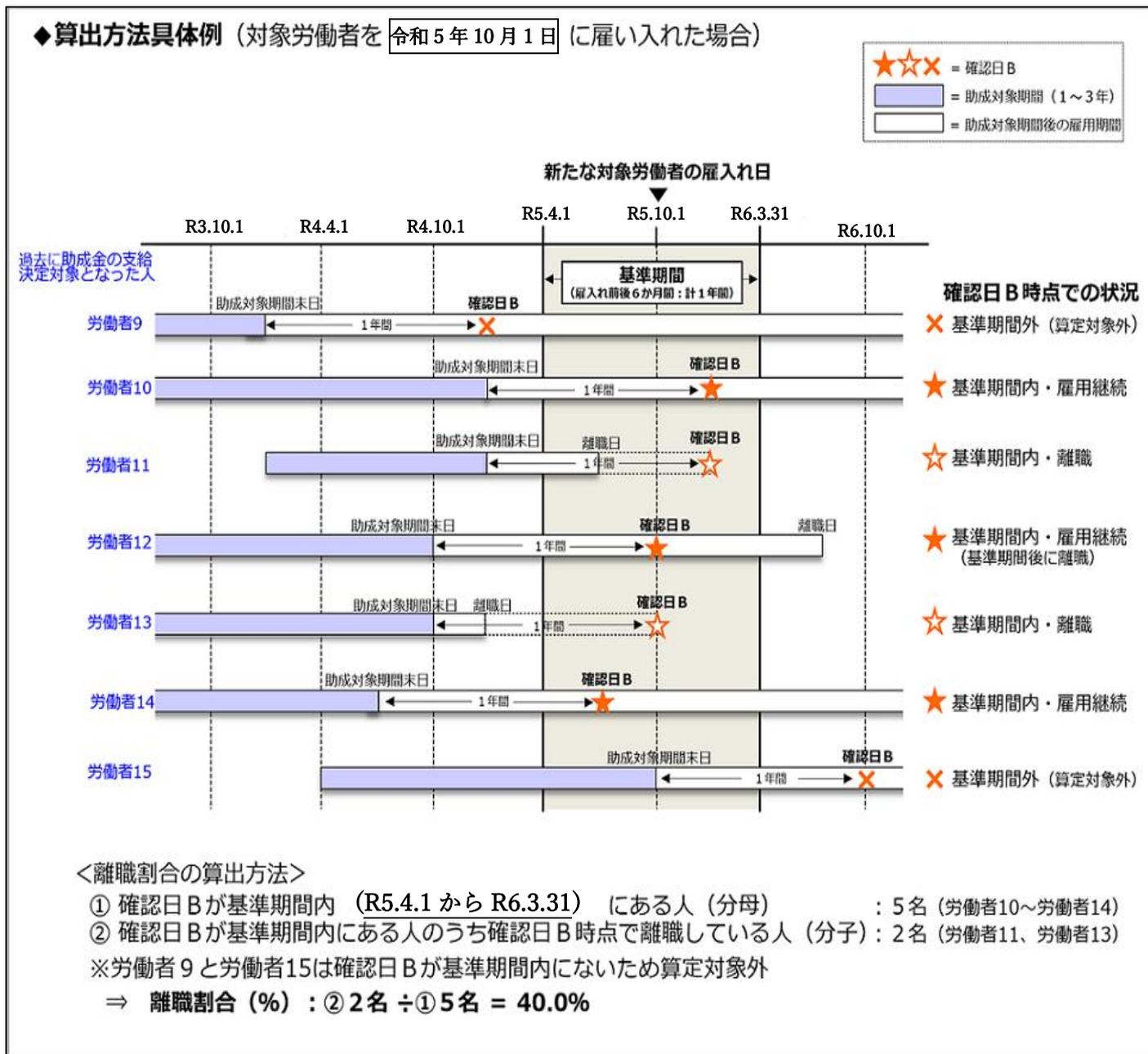
- ① 確認日Aが基準期間内（R5.4.1からR6.3.31）にある人（分母）：6名（労働者2～労働者7）
- ② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人（分子）：2名（労働者3、労働者5）

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合(%) : ② 2名 ÷ ① 6名 = 33.3%

<上記の要件②について>

※離職割合(%)=(確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日Bで離職している人)÷(確認日Bが基準期間内にある人)



【注意事項】

- ▶ 「離職」には、原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、「対象労働者の死亡」、「天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇」、「同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人」、「就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた人であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労の移行である人」などの場合は、「離職割合除外申立書」の提出・審査により、離職割合の算定より除外される場合があります。
- ▶ 離職割合の要件の確認にあたって、関係書類の提出を求める場合があります。
- ▶ 助成金の受給にあたっては、このほか各種要件があります。ご不明な点については、

愛知労働局あいち雇用助成室第二係 (TEL: 052-219-5519)

にお問い合わせください。